

第七十一回国会
衆議院
文教委員会
議 録
第二十七号

昭和四十八年六月二十九日(金曜日)
午後四時五十九分開議

出席委員

委員長 田中 正巳君

理事 内海 英男君 理事 塩崎 潤君

理事 西岡 武夫君 理事 松永 光君

理事 森 喜朗君 理事 木島喜兵衛君

理事 長谷川正三君 理事 山原健二郎君

理事 有田 喜一君 理事 上田 茂行君

理事 坂田 道太君 理事 染谷 誠君

理事 床次 徳二君 理事 中尾 宏君

理事 野田 毅君 理事 林 大幹君

理事 藤波 孝生君 理事 山崎 拓君

理事 嶋崎 譲君 理事 栗田 翠君

理事 有島 重武君 理事 高橋 繁君

理事 安里積千代君

出席國務大臣

文部大臣 奥野 誠亮君

出席政府委員

文部政務次官 河野 洋平君

文部大臣官房長 井内慶次郎君

文部省初等中等 岩間英太郎君

教育局長 安嶋 彌君

文部省管理局長 安嶋 彌君

委員外の出席者

文教委員会調査 石田 幸男君

委員長 田中 正巳君

委員の異動

六月二十九日

辞任

深谷 隆司君

同日

辞任

野田 毅君

補欠選任

野田 毅君

補欠選任

深谷 隆司君

補欠選任

深谷 隆司君

本日の会議に付した案件

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一一三三号)

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校教職員の人材確保に関する特別措置法案(内閣提出第六六号)

学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一二号)

○田中委員長 これより会議を開きます。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校教職員の人材確保に関する特別措置法案、学校教育法の一部を改正する法律案、学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一二号)

○田中委員長 これより会議を開きます。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校教職員の人材確保に関する特別措置法案、学校教育法の一部を改正する法律案、学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一二号)

○田中委員長 これより会議を開きます。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校教職員の人材確保に関する特別措置法案、学校教育法の一部を改正する法律案、学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一二号)

○田中委員長 これより会議を開きます。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校教職員の人材確保に関する特別措置法案、学校教育法の一部を改正する法律案、学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一二号)

○田中委員長 これより会議を開きます。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校教職員の人材確保に関する特別措置法案、学校教育法の一部を改正する法律案、学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一二号)

○田中委員長 これより会議を開きます。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校教職員の人材確保に関する特別措置法案、学校教育法の一部を改正する法律案、学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一二号)

○田中委員長 これより会議を開きます。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校教職員の人材確保に関する特別措置法案、学校教育法の一部を改正する法律案、学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一二号)

○田中委員長 これより会議を開きます。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校教職員の人材確保に関する特別措置法案、学校教育法の一部を改正する法律案、学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一二号)

○田中委員長 これより会議を開きます。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校教職員の人材確保に関する特別措置法案、学校教育法の一部を改正する法律案、学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一二号)

○田中委員長 これより会議を開きます。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校教職員の人材確保に関する特別措置法案、学校教育法の一部を改正する法律案、学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一二号)

○田中委員長 これより会議を開きます。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校教職員の人材確保に関する特別措置法案、学校教育法の一部を改正する法律案、学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一二号)

○田中委員長 これより会議を開きます。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校教職員の人材確保に関する特別措置法案、学校教育法の一部を改正する法律案、学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一二号)

○田中委員長 これより会議を開きます。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校教職員の人材確保に関する特別措置法案、学校教育法の一部を改正する法律案、学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一二号)

○田中委員長 これより会議を開きます。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校教職員の人材確保に関する特別措置法案、学校教育法の一部を改正する法律案、学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一二号)

○田中委員長 これより会議を開きます。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校教職員の人材確保に関する特別措置法案、学校教育法の一部を改正する法律案、学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一二号)

○田中委員長 これより会議を開きます。

(昭和四十八年度における恩給財団の年金の額の改定)

第三条の五 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和四十八年十月分以後、その年金額を、第三条の規定による改定前の年金額にそれぞれ対応する別表第二の六の下欄に掲げる額に改定する。

第六条中「第三条の四」を「第三条の五」に改め、同条を第七条とし、第五条中「第一条から第二条の四まで」及び「これら」を「この法律」に改め、同条を第六条とし、第四条の三の次に次の一条を加える。

(昭和四十八年度における通算退職年金の額の改定)

第五条 昭和四十七年三月三十一日以前に旧法又は新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和四十八年十一月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に改定する。

一 二十二万八千円

二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額(当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額を基礎として、当該通算退職年金を新法の退職年金とみなしてこの法律の規定によりその年金額を改定するものとした場合)にその改定年金額の算定の基礎となるべき平均標準給与の年額を求め、その年額を十二で除して得た金額をいう)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

2 前項の場合において、その者に係る第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額をこえるときは、同項に定める通算退職年金については、同項の規定にかかわらず、昭和四十八年十一月分以後、その額を、同号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合を同

項の規定の例により算定した額に乘じて得た金額に改定する。

一 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定平均標準給与の月額を三十で除して得た金額に、組合員であつた期間(組合員であつた期間が一年未満であるときは、一年)に応じ新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)別表第二に定める日数を乘じて得た金額

二 前項に規定する通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法別表第二の二に定める率を乘じて得た金額

3 新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十九条の二第五項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前二項の規定の例により算定した額の合算額をもつてこれらの規定に定める通算退職年金の額とする。

4 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

別表第二の五の次に次の一表を加える。

別表第二の六

改定前の年金額	改定年金額
六〇、〇〇〇円	一四〇、五〇〇円
六一、〇〇〇円	一四二、八〇〇円
六二、〇〇〇円	一四五、一〇〇円
六三、〇〇〇円	一四七、五〇〇円
六四、〇〇〇円	一四九、八〇〇円
六五、〇〇〇円	一五二、二〇〇円
六六、〇〇〇円	一五四、五〇〇円
六七、〇〇〇円	一五六、八〇〇円

六八、〇〇〇円	一五九、二〇〇円
六九、〇〇〇円	一六一、五〇〇円
七〇、〇〇〇円	一六三、九〇〇円
七一、〇〇〇円	一六七、四〇〇円
七二、〇〇〇円	一七〇、九〇〇円
七三、〇〇〇円	一七四、四〇〇円
七四、〇〇〇円	一七七、九〇〇円
七五、〇〇〇円	一八一、四〇〇円
七六、〇〇〇円	一八四、九〇〇円
七七、〇〇〇円	一八八、五〇〇円
七八、〇〇〇円	一九二、〇〇〇円

八三、五〇〇円	一九五、五〇〇円
八五、〇〇〇円	一九九、〇〇〇円
八八、二〇〇円	二〇六、五〇〇円
一〇一、二〇〇円	二二六、九〇〇円
一二五、〇〇〇円	二六九、二〇〇円
一二九、六〇〇円	三〇三、四〇〇円
一五〇、〇〇〇円	三五二、二〇〇円

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第二条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項の表中

第三十級	第三十一級	第三十二級	第三十三級	第三十四級	第三十五級
一七〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円	一九〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二二二、〇〇〇円
一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円以上	二〇五、〇〇〇円以上	二二五、〇〇〇円以上

を

に改める。

一七七、五〇〇円未満	一七五、〇〇〇円未満	一八五、〇〇〇円未満	一九五、〇〇〇円未満	二〇五、〇〇〇円未満	二二五、〇〇〇円未満
------------	------------	------------	------------	------------	------------

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

附則第八項第一号中「二百二十二万円」を「二百六十四万円」に改め、同項第二号中「一・八九七」を「二・三四一」に「七千六百元」を「九千四百円」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(標準給与に関する経過措置)

2 私立学校教職員共済組合が昭和四十八年十月一日前に第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法(次項及び附則第四項において「改正前の法」という。)第二十二條第二項の規定により標準給与を定める場合には、同条第一項の規定にかかわらず、第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法(次項において「改正後の法」という。)第二十二條第一項の規定の例による。

3 昭和四十八年十月一日前に改正前の法第二十二條第五項又は第七項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で前項の規定の適用を受けないものは、同日に組合員の資格を取得したものとみなして、改正後の法第二十二條第五項の規定を適用する。

(この法律の施行前に給付事由が生じた給付の取扱い)

4 この法律の施行前に給付事由が生じた改正前の法及び第三条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の規定による給付については、なお従前の例による。

理 由

私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定の年金の額を国公立学校の教職員に係る年金の額の改定に準じて改定するとともに、私立学校の教職員の共済給付に係る標準給与の月額の上限を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案

(目的)

第一条 この法律は、学校教育が次代をになり青少年の人間形成の基本をなすものであることにかんがみ、義務教育諸学校の教育職員の給与について特別の措置を定めることにより、すぐれた人材を確保し、もつて学校教育の水準の維持向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部をいう。

2 この法律において「教育職員」とは、校長及び教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百十七号)第二条第一項に規定する教員をいう。

(優遇措置)

第三条 義務教育諸学校の教育職員の給与については、一般の公務員の給与水準に比較して必要な優遇措置が講じられなければならない。

(人事院の勧告)

第四条 人事院は、国会及び内閣に対し、国家公務員である前条の教育職員の給与について、同条の趣旨にのっとり、必要な勧告を行なわなければならない。

ればならない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 国は、第三条に定める教育職員の給与の優遇措置について、計画的にその実現に努めるものとする。

3 人事院は、国会及び内閣に対し、国家公務員である第三条の教育職員について、遅くとも昭和四十九年一月一日から同条に定める優遇措置の計画的実現のための給与の改善が行なわれるように必要な勧告をしなければならない。

理 由

学校教育が次代をになり青少年の人間形成の基本をなすものであることにかんがみ、すぐれた人材を確保し、学校教育の水準の維持向上に資するため、義務教育諸学校の教育職員の給与について必要な優遇措置を講ずるための特別の措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八條第一項中「校長」の下に「教頭」を加え、「事務職員を置かない」を「教頭若しくは事務職員を置かず、又は教諭に代えて助教諭若しくは講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置く」に改め、同条第二項中「助教諭その他」を削り、同条第四項及び第五項中「掌事」を「つかさどる」に改め、同条第三項中「掌り」を「つかさどる」に改め、同項の次に次の二項を加える。

教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び児童の教育をつかさどる。

教頭は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行なう。この場合において教頭が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行なう。

第二十八條に次の二項を加える。

講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。

養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。

第五十條第一項中「校長」の下に「教頭」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、特別の事情のあるときは、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。

第五十條第二項中「助教諭」を「養護助教諭、実習助手」に改め、同項の次に次の一項を加える。

実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。

第五十條の次に次の一条を加える。

第五十條の二 高等学校に、全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程のうち二以上の課程を置くときは、それぞれの課程に関する校務を分担して整理する教頭を置かなければならない。

第五十一條中「第七項」を「第十一項」に改める。

第七十條及び第七十條の九中「第六項」を「第八項」に、「第三項」を「第四項」に改める。

第七十三條の次に次の二條を加える。

第七十三條の二 盲学校、聾学校及び養護学校に、寄宿舎を設けなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、これを設けないことができる。

第七十三條の三 寄宿舎を設ける盲学校、聾学校及び養護学校には、寮母を置かなければならない。

寮母は、寄宿舎における児童、生徒又は幼児の養育に従事する。

第七十六條中「第二十八條(第四十條及び第五十一條)」を「第二十八條(第四十條、第五十一條及び第八十二條)」に改める。

第八十一条第一項中「園長」の下に「教頭」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、特別の事情のあるときは、教頭を置かず、又は教頭に代えて助教諭若しくは講師を置くことができる。

第八十一条第二項中「前項のほか」の下に「養護教諭、養護助教諭その他」を加え、同条第四項中「掌り」を「つかさどる」に改め、同条第三項中「掌り」を「つかさどり」に改め、同項の次に次の一項を加える。

教頭は、園長を助け、園務を整理し、及び幼児の保育をつかさどる。

第八十二条中「第三十四条」を「第二十八条第五項、第七項及び第九項から第十一項まで並びに第三十四条」に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(関係法律の一部改正)

第二条 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「校長」の下に「教頭」を加える。

第二条中「並びに」を「定時制の課程に関する校務を整理する教頭並びに」に改める。

第三条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「助教諭」の下に「教頭」を、「養護教諭」の下に「養護助教諭」を加える。

第四条 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

別表第五の備考中「養護」を「養護、養護」に改め、同表への備考中「園長」を「園長、養護」に改める。

第五条 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「本務として定時制教育」を「定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭並びに本務として定時制教育」に改める。

第六条 義務教育諸学校における教育の政治的中の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「校長」の下に「若しくは教頭」を、「の校長」の下に「又は教頭」を加え、「教諭、助教諭又は」を「又は教諭、助教諭若しくは」に改める。

第七条 女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「教諭」を「教頭、教諭」に改める。

第八条 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律（昭和三十三年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「教諭」を「教頭、教諭」に改める。

第九条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「校長」の下に「及び教頭」を加え、「教諭」を「並びに教諭」に改める。

第七条中「校長」の下に「教頭」を加える。

第十条 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「校長」の下に「及び教頭」を加え、「教諭」を「並びに教諭」に改める。

第九条中「教諭」を「教頭、教諭」に改める。

第十一条 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十

六年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「校長」の下に「教頭」を加える。

第十二条 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（昭和四十八年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「校長」の下に「教頭」を加える。

理由

小学校、中学校、高等学校等における教職員の組織及び職務を明確にするため、これらの学校に独立の職として教頭を置くことを法律上明らかにするとともに、教頭に代えて助教諭又は講師を置くことができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○奥野国務大臣 このたび政府から提出いたしました昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

御承知のように、私立学校教職員共済組合は、昭和二十九年一月に、私立学校の教職員の福利厚生をはかる目的のもとに、私立学校教職員共済組合法により設立されたものでありますが、それ以後、本共済組合が行なう給付については、国公立学校の教職員に対する給付の水準と均衡を保つことをたてまえとし、逐次改善が進められ、現在に至っております。

今回は、昭和四十七年度に引き続き、国公立学校の教職員の年金の額の改定に準じて、私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定年金の額の改定等を行なうため、この法律案を提出することとしたのであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一に、私立学校教職員共済組合法の規定による退職年金、減額退職年金、廃業年金及び遺族年金の額を、国公立学校の教職員の年金の額の改定に準じて、昭和四十八年十月分以後、昭和四十五年以前に退職者については二・三・四・五、昭和四十六年度に退職者については一〇・五増額することとしたのであります。また、これに伴い、旧私学恩給財団の年金についても、相応の引き上げを行なうこととしたのであります。さらに、私立学校教職員共済組合法の規定による通算退職年金の額を、国公立学校の教職員の通算退職年金の額の改定に準じて、新たに、昭和四十八年十一月分以後、増額することとしたのであります。

第二に、給付等の算定の基礎となる標準給与の月額の上限を、国公立学校の教職員の給付等の算定の基礎となる限度額の引き上げに準じて、現行の十八万五千円から二十二万円に引き上げることとしたのであります。

なお、この法律の施行日につきましては、他の共済制度の例にならって、昭和四十八年十月一日といたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

次に、このたび政府から提出いたしました学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

国づくりの基礎は人づくりにあると考えておりますが、なかんずく学校教育は、次代を担う青少年の人間形成の基本をなすものであり、国家社会の発展にきわめて重要な役割を果たしているのであります。教育職員にすぐれた人材を得て、安んじてその情熱を教育に傾けていただくことができるようにすることは、学校教育に対する国民

の切実な期待にこたえらるるとともに、その質的向上をはかるために取り組むべき教育行政の喫緊の課題であると存じます。

このたび、義務教育諸学校の教育職員の給与改善について、所要の予算を計上し、一般の公務員の給与水準と比較して必要な優遇措置を講ずることとしたしましたのは、このような趣旨に基づくものであります。

次に、法律案の概要について申し上げます。

第一は、この法律は、学校教育が次代になら青少年の人間形成の基本をなすものであることにかんがみ、義務教育諸学校の教育職員の給与について特別の措置を定めることにより、すぐれた人材を確保し、もつて学校教育の水準の維持向上に資することを目的としたしております。

第二は、義務教育諸学校の教育職員の給与については、一般の公務員の給与水準と比較して必要な優遇措置が講じられなければならないこととし、この趣旨に沿って、人事院は、義務教育諸学校の教育職員の給与について、国会及び内閣に対し必要な勧告を行なわなければならないこととしたしております。

第三は、国は、義務教育諸学校の教育職員の給与の優遇措置について、計画的にその実現につとめるものとしたしております。

第四は、人事院は、義務教育諸学校の教育職員の給与上の優遇措置の計画的実現のための給与の改善が、おそくとも昭和四十九年一月一日から行なわれるよう、国会及び内閣に対し必要な勧告をしなければならないこととしたしております。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願いいたします。

次に、このたび政府から提出いたしました学校教育法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現在、小学校、中学校、高等学校、盲・ろう・養護学校及び幼稚園の教頭は、文部省令の規定により教諭をもつて充てることとなっておりますが、各学校における実態は、校長に次ぐ重要な地位を占めるものとなっており、その職務の内容も全国的に見てほぼ定型化されてきておりますので、この際、その地位と職務内容に應じて、教諭とは別に独立の職として法律上その位置づけを明確にする必要があります。

また、小学校、中学校、高等学校、盲・ろう・養護学校等に置かれております養護助教諭、講師、実習助手、寮母につきましても、その職務内容は、現在、文部省令に規定されているだけであり、市町村立学校職員給与負担法など、教育職員に関する他の諸法律の適用については、校長、教諭等と同様に扱われておりますので、この際、明確にこれらの職員の設置と職務内容をこの法律に規定する必要があると考え、この法律案を提案したものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一に、小学校、中学校、盲・ろう・養護学校及び幼稚園には、原則として教頭を置くこととし、その職務は、校長を助け、校務を整理し、児童、生徒の教育をつかさどることとするとともに、校長が欠けたときは、その職務を代理し、校長に事故があるときは、その職務を代行することができるよういたしました。

第二に、高等学校につきましても、全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程には、それぞれの課程に関する校務を分担整理する教頭を置くこととし、その職務については、小・中学校等の場合と同様にいたしました。

第三に、小学校、中学校等の講師及び養護助教諭につきましては、教諭または養護教諭が得られない場合にこれらの職にかえて置かれる職であることを明らかにし、その職務を明確に規定することとするともに、高等学校には、実習助手を置

くことができることとして、その職務を規定いたしました。

第四に、盲・ろう・養護学校に寄宿舎を置くこととし、これらの学校には、寮母を置かなければならないこととして、その職務を規定いたしました。

第五に、この法律の施行期日を、公布の日から起算して三月を経過した日といたしました。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○田中委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時七分散会

昭和四十八年七月十四日印刷

昭和四十八年七月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A